

商 品 概 要 説 明 書

令和元年5月1日現在適用中

1. 商品名	・定額複利預金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長5年 ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の6カ月経過後から5年までの任意の日を指定できます ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます
4. 預 入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100円以上1,000万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して支払います
6. 利 息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法 ④税金	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します 利率は以下に掲げる預入期間毎に設定し、別途金利表を手交します 6カ月以上1年未満 1年以上2年未満 2年以上3年未満 3年以上4年未満 4年以上5年未満 5年 自動継続後の利率については、店頭に表示する利率とします ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6カ月毎の複利計算 ・利息には、源泉分離課税20%（国税15%・地方税5%）がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります
7. 手数料	_____
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預入金額が1万円以上で自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金5年の約定利率に年0.50%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます
9. 中途解約時の取扱い	・預入日から6カ月未満で解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います
10. 金利情報について	・店頭窓口にお問合せください
11. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所(9時～17時、058-265-1151)で受付けています</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、03-3517-5825)にお申し出ください</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけますその際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください</p>

12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------